

2017年1月27日

IFRS 解釈指針委員会 御中

**「IAS 第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」 — ファンド・マネジャーによる重要な影響力の評価」に関するアジェンダ決定案に対するコメント**

1. 当委員会は、「IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」 — ファンド・マネジャーによる重要な影響力の評価」に関する IFRS 解釈指針委員会（以下「解釈指針委員会」という。）の 2016 年 11 月の IFRIC アップデートにおけるアジェンダ決定案に対するコメントの機会を与えられたことを歓迎する。
2. 我々は、本論点をアジェンダに追加しないとする解釈指針委員会の決定に同意する。本論点の対処には、IAS 第 28 号の重要な影響力についての包括的な見直しが必要となるからである。
3. しかしながら、アジェンダ決定案における「IAS 第 28 号は、代理人の立場で保有している意思決定権限が重要な影響力の評価に影響するのかどうか及びどのように影響するのかを考慮していない」という記述は、当該意思決定権限を、重要な影響力の評価において考慮しないことを要求しているようにも読める。
4. 我々は、解釈指針委員会の意図は、ファンド・マネジャーがファンドに対して重要な影響力を有するか否かを評価するにあたり、代理人の立場で保有している意思決定権限も含めた全ての事実及び状況を考慮することを明確化することにあつたと理解している。したがって、ファンド・マネジャーが代理人の立場で保有している意思決定権限は考慮すべきであるものの、他の事実及び状況と併せて評価した結果、重要な影響力を有している場合と有していない場合があり得る旨、明確にすべきであると考えている。
5. 我々のコメントが、解釈指針委員会及び IASB の将来の議論に貢献することを期待している。ご質問があれば、ご連絡いただきたい。

川西 安喜

企業会計基準委員会 IFRS 適用課題対応専門委員会 専門委員長